

令和5年度福島県除雪オペレーター育成支援事業 募集要項

土木部道路管理課

令和5年4月3日

1 対象となる事業等

県内の道路等を除雪するための、新たな大型自動車免許の取得及び大型自動車特殊免許の取得並びに車両系建設機械運転技能講習会の受講にかかる経費を対象とします。

2 対象となる事業者

福島県建設工事等請負有資格業者名簿の土木工事及び舗装工事に記載されている企業のうち、新たに大型自動車免許及び大型自動車特殊免許を必要とする除雪作業に従事するオペレーター（令和5年4月1日時点で55歳以下）を対象とします。

3 補助の内容

- (1) 補助率 対象経費の1/2以内
- (2) 限度額 1名につき10万円とし、予算の範囲内で補助する。
- (3) 補助の対象となる経費

令和5年4月3日から令和6年2月29日までの間に支出された次の①②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。

- ① 大型自動車免許及び大型自動車特殊免許の取得
- ② 車両系建設機械運転技能講習会の受講

ただし、下記(ア)から(ウ)については補助しません。

- (ア) 免許取得及び講習会受講にかかる旅費及び交通費
- (イ) 仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料
- (ウ) 延長補習教習料

なお、①または②のみを申請することも可能。

また、他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象となりません。

4 補助金交付の条件

補助対象となったオペレーターは、補助金を受けた企業で交付年度又は交付された翌年度から起算して3年以上除雪に従事すること。

5 募集期間

令和5年4月3日（月）～9月29日（金）

6 補助金の交付決定までの手続き

「福島県除雪オペレーター育成支援事業 交付要綱」（以下「要綱」という。）第6条の規定により、最寄りの建設事務所管理課に交付申請書を提出してください。

申請は先着順で受付し、申請額の累計が予算額に達し次第、募集期間中であっても受付を終了します。

なお、交付決定以降の手続きについては、要綱に定められていますので、必ずご確認をお願いします。

7 お申込み・お問合せ窓口

県北管内	県北建設事務所	住 所：福島市杉妻町2番16号（福島県庁北庁舎6階） TEL：024-521-2529（管理課）
県中管内	県中建設事務所	住 所：郡山市麓山一丁目1番1号 TEL：024-935-1456（管理課）
県南管内	県南建設事務所	住 所：白河市昭和町269番地 TEL：0248-23-1526（管理課）
会津若松管内	会津若松建設事務所	住 所：会津若松市追手町7番5号 TEL：0242-29-5451（管理課）
喜多方管内	喜多方建設事務所	住 所：喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3 TEL：0241-24-5720（管理課）
南会津管内	南会津建設事務所	住 所：南会津郡南会津町田島字根小屋甲4777番地1 TEL：0241-62-5321（管理課）
相双管内	相双建設事務所	住 所：南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL：0244-26-1221（管理課）
いわき管内	いわき建設事務所	住 所：いわき市平字梅本15番地 TEL：0246-24-6122（管理課）